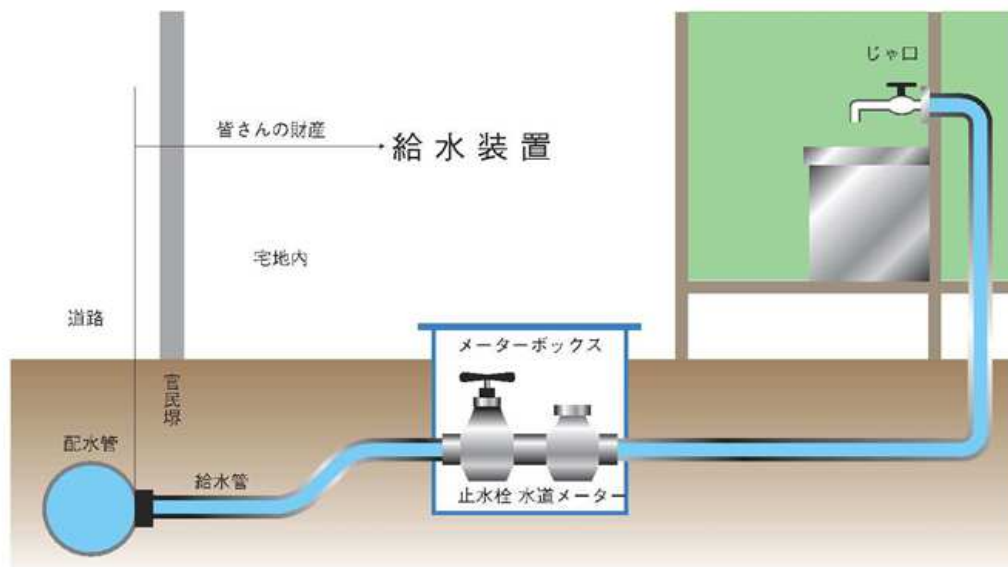


# 給水装置を正しく使用しましょう

## 給水装置は皆さんの財産です

浄水場で作られた水は、公道の下に埋められた配水管を通して、ご家庭に送られます。この配水管から各家庭に引き込まれた分水栓・給水管・止水栓・メーター・給水せん(蛇口)を総称して、「給水装置」と言います。ビルなどの高い建物の場合は、受水槽のボールタップ(水を自動的に出したたり、止めたりする装置)までが「給水装置」となります。この「給水装置」は、個人財産であり、日常の管理責任および新設・改造・修繕・撤去の費用は、皆さんのご負担になります。大切に管理しましょう。



## 給水工事について

給水装置の新設、改造・修繕・撤去工事は、長与町水道指定給水装置工事事業者へ直接申し込んで下さい。申し込みを受けた事業者がお客様に代わって行います。指定事業者以外が行った工事は、違反工事になります。

## 故障の場合は

水道料金は、メーターに示された水量によって算定されますので、故障、破裂などによる水の出し放しや漏水による料金は、原則として使用者(需要者)の負担となります。水道の故障、破裂などにより修繕工事が必要な場合は、長与町水道指定給水装置工事事業者へお申し込み下さい。

## 水道の濁りにご注意を

火災のため、消火栓から放水したときや、水道管の修理の後などは、その付近の水が急に濁ることがあります。飲料や洗濯の際は、ご注意下さい。

## 受水槽・高架水槽は清潔に

受水槽や高架水槽は、送られてきた水をいったん貯めておくところで、設置者が管理することになっています。定期的に清掃や点検を行い、いつもきれいにしておきましょう。また、受水槽の容量が10m<sup>3</sup>を越えると簡易専用水道の適用を受け、1年に1回以上、水槽を清掃するとともに、保健所の検査を受けなければなりません。